

消費生活 知っ得情報 No.154

契約書が電子メールでスマホに届く?!

<事例>

訪問販売で屋根工事の契約をした。業者から「契約書はメールでスマホに送る。アドレスを教えてください。」と言われたが、メールはしないため断った。紙の契約書をくれたがどういうことか。

<アドバイス>

現在、様々な分野の書面の電子化が進んでいます。訪問販売や電話勧誘などの取引はトラブルが多いため、一貫して紙の契約書交付が義務付けられていました。しかし令和5年6月1日から、事前に消費者(契約者)の承諾があれば電子メール、SNS などによる交付(電子書面)も可能になりました。この場合、契約書の内容が電子書面で消費者の端末に届きます。電子書面の交付には消費者

の承諾を得る必要があります。事前の説明や適合性(日常的に電子機器を使用しているかなど)の確認を行ったうえで、書面等による承諾が必要です(口頭は不可)。電子書面の交付を行った場合、事業者は到達の確認を行うこととされています。電子化というものの完全な電子化ではなく、一定の手続きが定められています。



契約書を電子書面で受け取ると、契約内容を十分確認できなかったり、契約したことを高齢者の家族が気づきにくくなったりするおそれがあるとも言われています。電子書面は契約者が希望した場合に交付されるものですので、不安があるときは、紙の契約書の交付を求めましょう。

藤井寺市消費生活センターにご相談ください!

日時 月～金曜日(祝日除く) 10:00～12:00、12:45～16:00 ※受け付けは15:30まで
場所 藤井寺市消費生活センター (市役所1階⑤番窓口) ☎939・1320 **相談方法** 電話又は来所(予約不要)

●おくやみ手続きサポートデスク(予約制)

身近な方を亡くされた後の手続きは多岐にわたります。デスクでは亡くなられた方の状況を確認し、手続きが必要な窓口をご案内します。



予約可能日時 月～金曜日(祝日除く)の9時30分、13時30分、14時30分の3枠

定員 各1組

問合せ先 おくやみ手続きサポートデスク (1階①番市民課内) ☎939・1319

●藤井寺市民憲章

- ・人の和で、住みよいまちを、つくりましょう。
- ・自然を生かし、歴史遺産をまもりましょう。
- ・近代文化で、伸びゆくまちを、つくりましょう。
- ・仕事に誇りを持ち、働く喜びに、生きましょう。
- ・若い力を養い、夢と希望を、育てましょう。

●目の不自由な方や活字読書が困難な方へ

「声の広報(CD)」[点字広報]をご利用ください。市ホームページにも掲載しています。

問合せ先 秘書広報課広報担当(5階④番窓口)
 ☎939・1051 FAX 952・9508

防災行政無線の放送内容が電話で確認できます

※放送から24時間以内
 ☎0800・200・9391(フリーダイヤル)

編集後記 市内で撮影が行われた映画「キリエのうた」の公開が近づいてきました。藤井寺にあんなに有名な方々が来たと思うとワクワクドキドキで公開が待ち遠しいですね。広報紙でも最新の情報をお届けしていきます。お楽しみに!(関連記事21ページ)

各種相談

※相談はすべて無料。予約マークがあるものは要予約。曜日指定の相談の場合、祝日は除く。

	相談名	日時	場所	内容	問合せ先
医療	救急医療相談	24時間365日対応	(電話)	突然の病気やケガで迷ったらまずここへ。緊急性がある場合は管轄の消防本部に転送され、救急車が出動します	救急安心センターおおさか ☎06-6582-7119 #7119(短縮ダイヤル)
	法律相談 予約	8/16(水)・23(水)・9/6(水)・13(水) 13:00～16:30 ※予約は、8/10(木)9:00～電話で。各日先着7人	市役所1階相談室(又は電話)	弁護士による相続、離婚、建物の賃貸借問題、多重債務者救済などに関する相談 ※相談は、同一内容は1回限り、令和5年度中に3回まで、時間は30分以内	協働人權課 ☎939・1111 (窓口での予約も可)
	行政相談	8/29(火) 13:30～15:30	市役所1階相談室	行政相談委員による国の仕事への苦情や要望に関する相談	協働人權課 ☎939・1331
	消費生活相談	月～金曜日 10:00～12:00、12:45～16:00 受け付けは15:30まで	市役所1階消費生活センター	消費生活相談員による、悪質商法による被害や訪問販売、電話勧誘によるトラブルなど消費生活に関する相談	消費生活センター ☎939・1320
	司法書士法律相談 予約	8/19(土) 13:00～16:00 ※予約は、月～金曜日 10:00～16:00	司法書士総合相談センター堺(堺市役所前)	登記手続、裁判手続、相続、成年後見制度、サラ金問題などに関する相談	堺支部 ☎080・6284・1874
	行政書士法律相談 予約	8/19(土) 13:00～16:00	パープルホール 小会議室C	遺言・相続、契約書、成年後見制度、許認可などに関する相談	大阪府行政書士会南大阪支部 ☎072・349・9178
	税務相談 予約	8/18(金) 13:00～16:00 ※予約は、月～金曜日 9:00～16:00	市役所1階相談室	所得税・相続税・贈与税など国税に関する相談 ※先着順。相談時間は1人30分以内	近畿税理士会富田林支部事務局 ☎0721・25・6250
	高齢者相談	月～金曜日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:30	ふれあいセンター ※時間外は電話相談	高齢者の総合相談	地域包括支援センター ☎937・2641
人権	人権相談	8/24(木) 13:30～15:30	市役所1階相談室	人権擁護委員による人権についての悩みごとやトラブルなどに関する相談	協働人權課 ☎939・1059
	人権悩みの相談室	月～水・金・土曜日(祝日含む) 9:00～12:00、13:00～16:00	パープルホール3階相談室・男女共同参画ルーム内相談室	専任相談員による暮らしの中で起こる人権、女性の人権に関する相談	☎939・1118
	女性相談 予約	月・木曜日 9:00～12:00、13:00～16:00	市役所1階相談室	女性相談員による夫婦関係、DV、生活苦など女性の悩み相談	協働人權課 ☎939・1050
子育て	家庭児童相談	月～金曜日 9:00～17:30	市役所2階②番窓口	家庭相談員による18歳未満の子どもに関する相談(電話相談もあり) どなたからでも相談できます	子育て支援課(家庭児童相談室) ☎939・1162
	教育相談 予約	木曜日 9:00～12:00	市民総合会館別館 3階教育相談室	教育相談員による不登校・いじめ・発達についてなど、教育に関する悩み相談	教育相談室 ☎938・1008
	テレホン教育相談	金曜日 13:00～17:00 火・木曜日 9:00～17:00	(電話)		
就労	ひとり親家庭等無料法律相談 予約	8/10(木)・28(月) 14:00～17:00	10(木) 市役所1階相談室 28(月) 市役所2階相談室	離婚前相談(慰謝料・養育費・認知・面会交流など)、労働関係・借金関係など	子育て支援課 ☎939・1162
	地域就労相談 予約	月～金曜日 9:00～17:00	市役所6階地域就労支援センター	働く意欲がありながら、様々な問題で就労できない方の相談 ※就職のあっせんは行っていません	商工労働課 ☎939・1337
	若者の就労・自立相談 予約	8/1(火) 13:30～17:30	市役所1階 102会議室	若者(15～49歳)の就労と自立の相談 ※就職のあっせんは行っていません	南河内地域若者サポートステーション ☎0721・26・9441
福祉	心配ごと相談 予約	第2火曜日 13:30～15:30	ふれあいセンター 相談室	民生委員児童委員による日常生活における悩み、心配に関する相談	社会福祉協議会 ☎938・8220
	自殺予防心の電話相談	月～金曜日 10:00～17:00	(電話)	精神保健福祉士などによる自殺など心の悩みに関する相談	☎930・0775
	身体知的障害者相談	随時	(電話・ファックス)	障害者相談員による、障害のある方の相談、更生のために必要な援助の実施(障害者手帳の有無は問いません)(聴覚)岡本 昇治さん FAX938・7059 / (知的障害)西尾 千代子さん ☎938・1789 / (知的障害)安井 陽子さん ☎955・9263	障害者地域生活支援センターわっと ☎930・0733
	障害者等相談 予約	月～金曜日 10:00～17:00	障害者地域生活支援センターわっと(岡2-12-6 3階)	障害のある方及び家族の相談や生活全般の支援(障害者手帳の有無は問いません)	支援センターぴんぽん ☎952・7002
	障害者等相談 予約	月～金曜日 10:00～17:00	相談支援センターぴんぽん(小山1-1-1 3階)	障害のある方及び家族の生活上の悩み、発達障害、福祉サービスの利用に関する相談(障害者手帳の有無は問いません)	
その他	市民活動相談	8/15(火) 13:00～17:00 (電子メールでも相談可)	市役所1階相談室	活動の悩みや団体の運営などに関する相談(予約優先)	協働人權課 ☎939・1331 @kyoudou-jinken@city.fujidera.lg.jp
	不動産一般相談室 予約	8/7(月)・21(月) 10:00～12:00 13:00～15:00	羽曳野市軽里3-1-10(同南大阪支部)	住宅購入や賃貸マンションの契約などに関する相談	大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部 ☎958・3005